

伊方町水道事業経営戦略

令和7年3月

上下水道課

伊方町 水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊方町

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

(令和5年度末時点)

供用開始年月日	平成 17 年 4 月 1 日 (昭和 37 年 4 月 1 日)	計画給水人口	9,320 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	7,795 人
		有収水量密度	960.16 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	5	管 路 延 長	224.49 km
	配水池設置数	42		
施 設 能 力	8,336 m ³ /日	施 設 利 用 率	39.84 %	

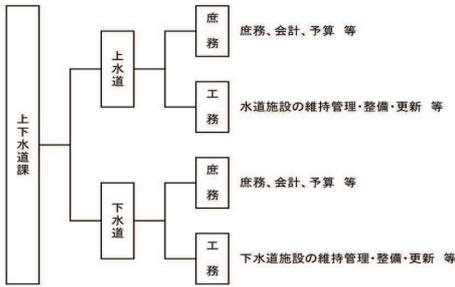
③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>水道料金については、3町合併時における調整方針である「旧3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。」を受け、平成19年度に委員会を設置し協議を重ね平成20年度から旧伊方地域の水道料金体系へ統一することとなりました。</p> <p>統一料金となり、経営状況に応じた適正な料金へ見直す必要がありましたが住民サービスの観点から料金改定が見送られ、結果、慢性的な赤字経営に陥り、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状態が続いており、町の財政を悪化させる一因となっていました。</p> <p>そのため、現行の水道料金では今後、一般会計からの繰入額が大幅に増加することが予測されたため、平成29年度検討委員会に諮ることとなりました。</p> <p>検討委員会では、計画的に施設等の更新を進めていくには、経営基盤の強化を図る必要があり、経営状況から判断すると、水道料金の値上げをすることは、町民生活へ与える影響を考慮しても、やむを得ないとのことでした。</p> <p>また、今後の料金改定は3年から5年毎に見直すべきとの報告を受け、町民の日常生活に密接した公共料金であるため、収支不足額を一度の料金改定で解消することは町民への負担となることから、これまで同様、一般会計からの繰入を継続しつつ町の財政を悪化させないよう平成30年4月及び平成31年4月に段階的に値上げを実施しました。</p> <p>今後も年々給水人口の減少に伴い給水収益の減少も進んでいくことが見込まれるため、経営状況に応じた適正な料金に向けて3年から5年毎の料金改定の検討は必要です。</p>																																																		
	<p>水道料金表※税抜き</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>金額</th> <th>9m³~30m³</th> <th>31m³~50m³</th> <th>51m³~100m³</th> <th>101m³~</th> <th>15,001m³~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>8m³</td> <td>1,300円</td> <td>200円</td> <td>229.5円</td> <td>256.5円</td> <td>283.5円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>8m³</td> <td>2,165円</td> <td>283.5円</td> <td>283.5円</td> <td>283.5円</td> <td>283.5円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td colspan="6">1m³あたり 308円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大口用</td> <td>15,000m³</td> <td>3,000,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>						用途	基本料金		超過料金				水量	金額	9m ³ ~30m ³	31m ³ ~50m ³	51m ³ ~100m ³	101m ³ ~	15,001m ³ ~	一般用	8m ³	1,300円	200円	229.5円	256.5円	283.5円	—	臨時用	8m ³	2,165円	283.5円	283.5円	283.5円	283.5円	—	船舶用	1m ³ あたり 308円						—	大口用	15,000m ³	3,000,000円	—	—	—	—
用途	基本料金		超過料金																																																
	水量	金額	9m ³ ~30m ³	31m ³ ~50m ³	51m ³ ~100m ³	101m ³ ~	15,001m ³ ~																																												
一般用	8m ³	1,300円	200円	229.5円	256.5円	283.5円	—																																												
臨時用	8m ³	2,165円	283.5円	283.5円	283.5円	283.5円	—																																												
船舶用	1m ³ あたり 308円						—																																												
大口用	15,000m ³	3,000,000円	—	—	—	—	200円																																												
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 31 年 4 月 1 日																																																		

④ 組織

当町の水道事業は令和6年4月現在、職員数5名(課長含む)で、庶務・工務・施設管理等の業務を行っています。
 ※市町村合併後の平成17年度末の職員数は7名、削減率は約28.6%となっています。
 また、現在、水道事業経験年数は平均1.4年となっており、業務や技術の継承の面で大きな課題を抱えています。
 今後、重要給水施設等管路耐震化計画に基づく更新工事を推進していくため、業務量の増加は避けられません。職員個々の技術力向上や効率化等の内部努力により現状維持を目標とし、技術の継承に重点を置き、水道事業の知識や経験を有する技術者(工務・会計事務)を継続的に育成し確保する必要があります。

○組織図



職員数・年齢構成等 令和6年4月1日時点

	上下水道課	上水道係	水道 経験年数	下水道係
61歳～	0人	0人		0人
51～60歳	1人	1人	0年	0人
41～50歳	1人	1人	4年	0人
31～40歳	3人	2人	3年	1人
～30歳	2人	1人	0年	1人
合計	7人	5人	7年	2人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

1. 財政状況改善への取り組み

平成19～21年度及び平成24年度に臨時的措置で公的資金の補償金免除の繰上償還が認められることになり、本町の水道事業においても平成19～21年度で高金利の水道事業債19本約648,000千円を一般会計から借入れし、繰上償還を実施。※財政効果 約183,000千円支払利息の負担軽減。

平成28・29年度において、中央監視システム一元化及び更新時、給水人口の減少している配水池(3箇所)への監視システムの設置を行わず、コスト削減。また、そのうち2箇所の配水池を廃止。※財政効果 約15,000千円削減。

平成29年度において、水道料金等検討委員会を設置し、水道事業の経営状況の現状と今後の見通しを基に協議を重ね、料金値上げを必要があると結論が出され、平成30年4月及び平成31年4月において段階的に水道料金を値上げ。※財政効果 約47,000千円給水収益の増加。

2. 広域化等への取り組み

水道事業における広域連携に関する検討「愛媛県水道事業経営健全化検討会」が平成28年度に発足し、県内水道事業の現状や課題等を分析し経営健全化に向けた今後の方向性が取りまとめられ、「愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会」が令和元年度に発足。現在においても水道事業に係る広域化*1の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容を定める「水道広域化推進プラン」の策定に向けて進行中。

また、南予水道企業および受水団体水道事業による広域連携については基本調査が完了し、今後基本計画の策定や実施に向け進行中。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

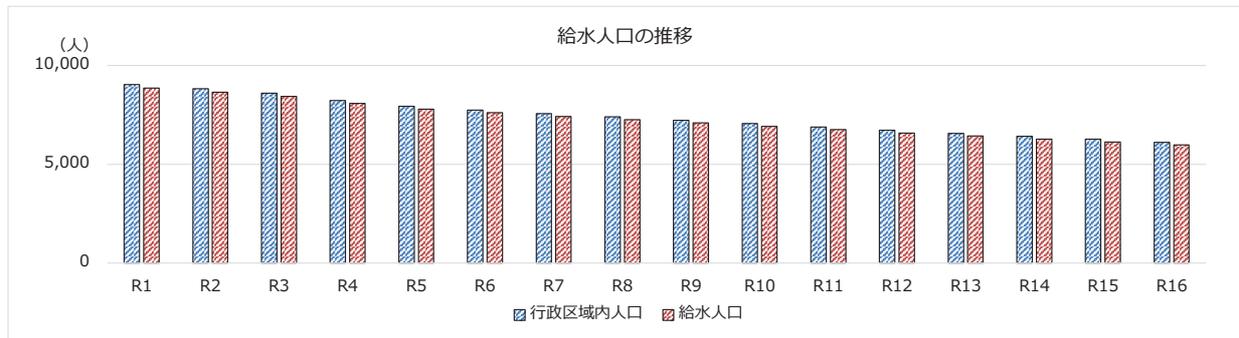
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※別紙1参照 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

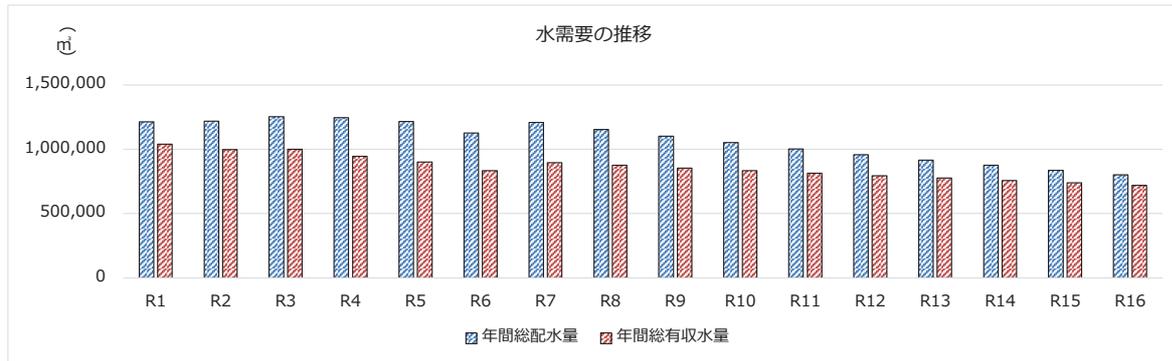
給水人口の予測については、令和5年度までは実績値、令和6年度以降は前回の経営戦略策定時に推計基となった平成28年3月作成「伊方町人口ビジョン」の作成から年月が経過しているため、今回は最新の社会保障人口問題研究所推計人口の推移による推計値を基に今後の行政区域内人口及び給水人口を推計しています。



単位: 人	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	9,028	8,817	8,597	8,232	7,934	7,748	7,563	7,395	7,227	7,059	6,891	6,722	6,570	6,418	6,266	6,114
給水人口	8,857	8,651	8,434	8,081	7,795	7,609	7,424	7,256	7,088	6,920	6,752	6,583	6,431	6,279	6,127	5,975

(2) 水需要の予測

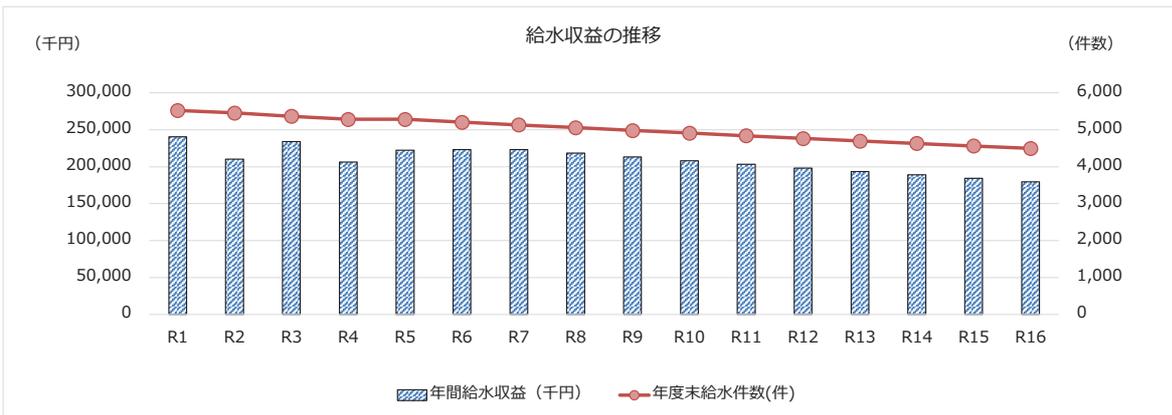
水需要の予測については、令和5年度までは実績値、令和6年度と令和7年度は予算編成時推計値、令和8年度以降は令和7年度予算を基準値とし、給水人口の変動に比例する今後の配水量及び有収水量を推計しています。
 年間総配水量と年間総有収水量は、給水人口及び給水件数の減少に伴い減少傾向であるが、重要管路等の更新工事を実施することで漏水が減少し、双方の差が減少していきます。



単位：m ³	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
年間総配水量	1,212,592	1,218,567	1,252,358	1,244,959	1,215,663	1,126,531	1,208,027	1,153,216	1,100,898	1,050,906	1,003,089	957,163	915,571	875,679	837,382	800,588
年間総有収水量	1,040,641	997,354	999,748	944,630	900,924	834,869	895,265	875,006	854,747	834,487	814,228	793,848	775,518	757,189	738,859	720,529

(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、令和5年度までは実績値、令和6年度と令和7年度は予算編成時推計値、令和8年度以降は令和7年度予算を基準値とし、有収水量の変動に比例する今後の料金収入(給水収益)を推計。推計には現在の料金体系を用いています。
 ※給水人口及び給水件数が減少傾向にあるため、今後も同様に減少していきます。
 ※当投資・財政計画では料金改定をした場合で作成しています。

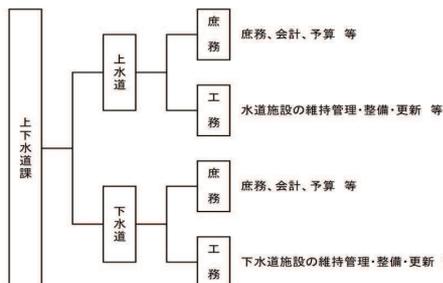


	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
年間給水収益(千円)	240,231	209,966	234,125	206,074	222,141	223,211	223,264	218,212	213,160	208,108	203,056	197,974	193,403	188,832	184,261	179,690
年度未給水件数(件)	5,521	5,454	5,364	5,283	5,283	5,206	5,130	5,055	4,981	4,908	4,836	4,765	4,696	4,628	4,561	4,495

(4) 組織の見通し

組織体制の見通しは、特に変更はなく、現状の体制を維持していきます。

○組織図



職員数・年齢構成等 令和6年4月1日時点

	上下水道課	上水道係	水道経験年数	下水道係
61歳～	0人	0人		0人
51～60歳	1人	1人	0年	0人
41～50歳	1人	1人	4年	0人
31～40歳	3人	2人	3年	1人
～30歳	2人	1人	0年	1人
合計	7人	5人	7年	2人

3. 経営の基本方針

当町の水道ビジョンでは、「安全な飲料水の安定供給」という事業の将来像を設定し、「事業の運営体制の健全化」、「安心・安全な水源の確保・保全」、「水道施設の更新・耐震化」、「住民へのサービス維持・向上」の4点を主要な基本施策の方向性としています。
 本経営戦略はこれらの施策の達成とともに健全な経営の持続を目標とした長期的な経営の基本計画として位置付けています。
 なお、当町においても給水人口の減少等に伴う給水収益が減少する一方、今後、多くの水道施設が耐用年数を迎え更新需要がますます増大していく状況の中で、投資計画と財政計画の収支を均衡させていく必要があります。
 そこで、当町では経営の効率化・健全化に引き続き取り組み財源の確保を図っていくとともに、投資計画においても水需要の減少に応じた施設の適正化など投資の合理化に取り組んでいきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	1. 重要給水施設管路 耐震化率 39.7%(令和16年度末時点) 2. 有収率90%(令和16年度末時点)
-----	---

当町では、平成30年度から、伊方地区・三崎地区の老朽管路更新(耐震化)を実施しており、令和3年度に完了しました。
 令和6年度以降は、令和元年度に作成した重要給水施設管路等耐震化計画を基に、管路の耐震化を進め、耐震化率39.7%を目標としています。
 また、当町の有収率は、令和5年度末で74.11%と全国平均89.42%を下回っており、近年は管路の老朽化も進んでいく中、有収率が減少傾向ですが、今後、計画的な管路の耐震化工事の実施により、有収率90%を目標に取り組みしていきます。

●令和7年度から令和16年度主な工事予定

○重要給水施設等の管路の耐震化 事業費 13億円 延長=11.8km ※R2~R11の数字を用いて算出したkm単価を基に推計しました。
 施設整備

単位：千円	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
老朽化改修工事	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
重要給水施設等管路耐震化事業	210,969	143,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000
計	219,769	151,800	129,800	129,800	129,800	129,800	129,800	129,800	129,800	129,800

●アセットマネジメントに基づく施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

○限られた財源と人員で事業運営を継続していくために、投資の平準化を図るように対応していきます。

●防災・安全対策に関する事項

○重要管路の耐震化を優先して実施し、防災・安全対策を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	1. 交付金や補助金等を積極的に活用し建設改良費に係る財源を確保。 2. 経営状況に応じた適正な料金設定。
-----	--

・料金収入について、一般会計繰入額の増加を防ぐため、約5年毎に料金改定を予定し、料金改定時に約20,000千円の収益増としています。※令和9年度時を除く。
 ・建設改良費に係る財源として、電源立地地域対策交付金事業や生活基盤施設耐震化等交付金等を用い、充当率等を考慮しながら財源の確保に努めるものとし、収支計画では交付金等を基金として積立て、運用し、一般会計から出資を受けるものとした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料については、随時内容の見直しと効果の検証を行い委託料の縮減に努めていきます。
 ・修繕費については、管路や設備の老朽化に伴い修繕件数及び費用は増加する見込みですが、材料及び修繕方法を見直していくとともに、積極的な更新投資により修繕費の縮減に努めていきます。また、令和11年度まで前年比2%増で推計しております。
 ・動力費については、水需要に合わせてポンプの稼働時間や台数の適正化を図るとともに、設備の更新に合わせて効率化に努めていきます。また、令和11年度まで前年比2%増で推計しております。
 ・職員給与費について、令和11年度まで前年比3%増で推計しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会において、広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容等を検討中です。 南予水道企業団及び受水団体による広域連携について検討中です。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	将来的に大規模な施設等の新設・改修、運営・維持管理コストの見直しを行おうとする場合には積極的に導入の検討を行う必要があります。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	簡易支援ツールによるアセットマネジメントを作成していますが、今後、精度向上・充実させるとともに、施設・設備の更新需要の平準化を図る必要があります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウ ン サ イ ジ ン グ)	給水人口等の影響による施設稼働状況の把握に努め、維持管理コスト等を考慮し積極的にダウンサイジングしていきます。
施設・設備の合理化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	現在、水需要に対し過大となっている施設・設備の今後の稼働状況を考慮し、更新時等にスペックダウンを図ります。
そ の 他 の 取 組	現時点ではありません。今後検討していきます。

② 財源についての検討状況等

料 金	今後、人口減少・節水機器の普及等により、給水収益は減少していくことが見込まれるため、経営状況に応じた適正な料金に向けて3年から5年毎の料金改定を検討していきます。
企 業 債	企業債以外の財源確保を優先し企業債の借入は最小限に努めます。
繰 入 金	中長期的に財政状況を把握し、一般会計からの繰入額の減少に努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現時点ではありません。今後検討していきます。
そ の 他 の 取 組	現時点ではありません。今後検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行います。また、5年毎に見直し(ローリング)を行うことにより、経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
-------------------------	---

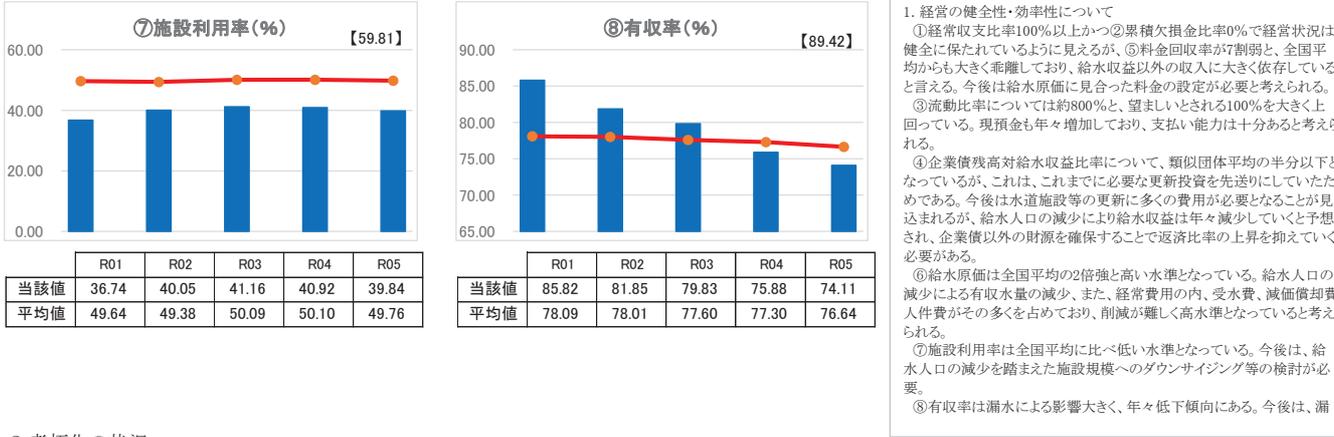
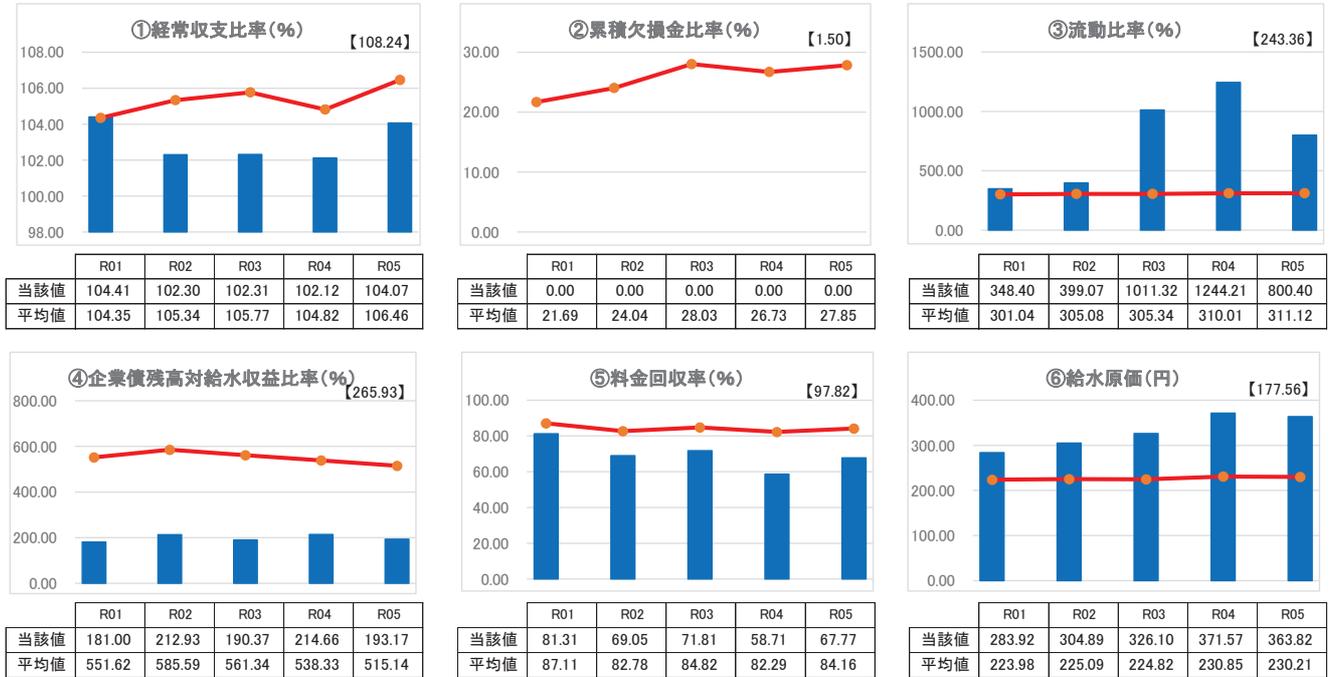
経営比較分析表(令和5年度決算)

愛媛県 伊方町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	79.77	98.25	4,070	

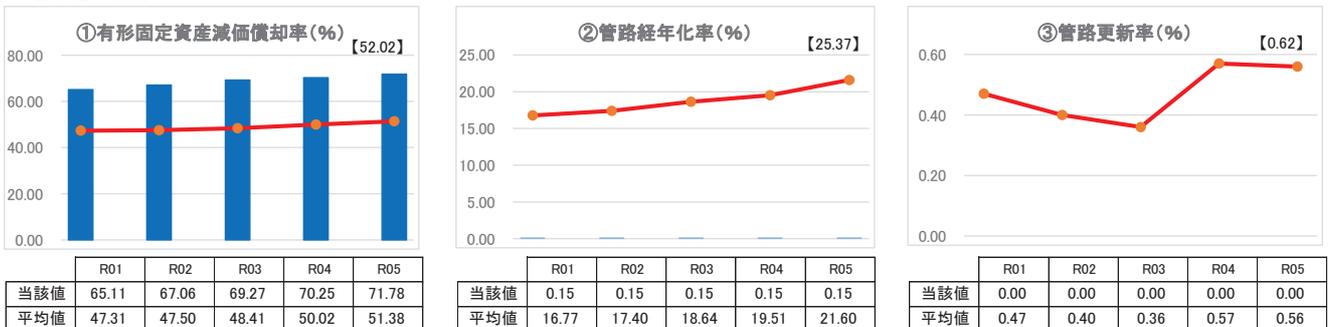
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	グラフ凡例 ■ 当該団体値(当該値) — 類似団体平均値(平均値) 【】 令和5年度全国平均
8,062	93.83	85.92	
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)	
7,795	24.11	323.31	

1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について
 ①経常収支比率100%以上かつ②累積欠損比率0%で経営状況は健全に保たれているように見えるが、⑤料金回収率が7割弱と、全国平均からも大きく乖離しており、給水収益以外の収入に大きく依存していると言える。今後は給水原価に見合った料金の設定が必要と考えられる。
 ③流動比率については約800%と、望ましいとされる100%を大きく上回っている。現預金も年々増加しており、支払い能力は十分であると考えられる。
 ④企業債残高対給水収益比率について、類似団体平均の半分以下となっているが、これには、これまでに必要な更新投資を先送りしていたためである。今後は水道施設等の更新に多くの費用が必要となることが見込まれるが、給水人口の減少により給水収益は年々減少していくと予想され、企業債以外の財源を確保することで返済比率の上昇を抑えていく必要がある。
 ⑥給水原価は全国平均の2倍強と高い水準となっている。給水人口の減少による有収量の減少、また、経常費用の内、受水費、減価償却費、人件費がその多くを占めており、削減が難しく高水準となっていると考えられる。
 ⑦施設利用率は全国平均に比べ低い水準となっている。今後は、給水人口の減少を踏まえた施設規模へのダウンサイジング等の検討が必要。
 ⑧有収率は漏水による影響大きく、年々低下傾向にある。今後は、漏

2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況について
 ①有形固定資産減価償却率、②管路経年率をみると、全国平均と比べ、減価償却率は高く、管路経年率は低い水準となっている。当町の管路は、昭和60年前後に集中的に敷設しており、今後同時期に耐用年数を迎えることからこの様な結果となったと考えられる。現在、重要給水施設等の管路を計画的に更新していき、③管路更新率の向上に努めていく。
 全体総括
 当町の水道事業は、営業赤字であるが、一般会計から補填することで経営を維持している状況といえる。しかし、今後は給水収益の減少、水道施設の維持管理費の増加は避けられず営業赤字は拡大していくことが予想される。当町では平成29年度に料金改定を行ったのが最後で、それから既に7.8年が経過しており、適正な料金設定への見直しの時期に来ていると思われる。また、既存施設の延命対策に取り組みつつ、計画的な設備の更新、耐震化を進め、将来にわたり水道の安定した供給を図っていく。

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R7	R8	R9	R10	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		241,731	224,177	223,848	218,987	224,593	219,288	
	(1) 料金収入		222,141	223,211	223,265	218,212	223,818	218,513	
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0	0	
	(3) その他		19,590	966	583	775	775	775	
	2. 営業外収益		153,456	218,442	264,050	193,614	173,726	156,952	
	(1) 補助金		100,097	165,164	208,076	143,696	135,246	122,680	
	他会計補助金		100,097	165,164	208,076	143,696	135,246	122,680	
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入		51,953	51,948	54,643	48,587	37,149	32,941	
	(3) その他		1,406	1,330	1,331	1,331	1,331	1,331	
	収入計 (C)		395,187	442,619	487,898	412,601	398,319	376,240	
	収 支 的 支 出	1. 営業費用		367,878	384,425	385,866	385,975	374,881	342,784
		(1) 職員給与費		38,486	35,175	42,866	41,362	42,534	43,704
基本給			19,276	16,558	21,020	19,916	20,480	21,044	
退職給付費			3,189	2,815	3,574	3,387	3,483	3,578	
その他			16,021	15,802	18,272	18,059	18,571	19,082	
(2) 経費			174,974	194,830	190,231	191,325	189,912	188,549	
動力費			9,209	10,255	11,294	11,205	11,421	11,636	
修繕費			7,099	8,700	8,455	8,920	9,092	9,264	
材料費			5,536	19,995	13,654	17,497	17,834	18,171	
その他			153,130	155,880	156,828	153,703	151,565	149,478	
(3) 減価償却費			154,418	154,420	152,769	153,288	142,435	110,531	
2. 営業外費用			11,845	17,554	21,356	15,398	14,521	13,270	
(1) 支払利息			2,557	2,465	2,365	2,259	2,150	2,040	
(2) その他		9,288	15,089	18,991	13,139	12,371	11,230		
支出計 (D)		379,723	401,979	407,222	401,373	389,402	356,054		
経常損益 (C)-(D) (E)		15,464	40,640	80,676	11,228	8,917	20,186		
特別利益 (F)		0	11	11	11	11	11		
特別損失 (G)		60	11	11	11	11	11		
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 60	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		15,404	40,640	80,676	11,228	8,917	20,186		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)									
流動資産 (J)		447,066	447,878	446,540	447,352	448,164	448,976		
うち未収金		2,923	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923		
流動負債 (K)		55,855	59,205	60,662	60,881	62,927	61,501		
うち建設改良費分		14,800	16,812	17,406	17,515	17,625	17,735		
うち一時借入金									
うち未払金		38,603	39,941	40,804	40,914	42,850	41,314		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)									
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		241,731	224,177	223,848	218,987	224,593	219,288		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)									
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)									
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)									
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)									
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)									

区 分		年 度						
		R11	R12	R13	R14	R15	R16	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	213,983	208,646	203,846	218,873	213,593	208,313	
	(1) 料金収入	213,208	207,871	203,071	218,098	212,818	207,538	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	775	775	775	775	775	775	
	2. 営業外収益	154,742	154,939	152,851	130,587	132,672	135,373	
	(1) 補助金	126,693	130,133	133,188	114,480	118,148	121,369	
	他会計補助金	126,693	130,133	133,188	114,480	118,148	121,369	
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	26,718	23,475	18,332	14,776	13,193	12,673	
	(3) その他	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	
	収入計 (C)	368,725	363,585	356,697	349,460	346,265	343,686	
	収 支 的 支 出	1. 営業費用	302,277	297,395	288,255	283,028	280,423	279,758
		(1) 職員給与費	44,875	44,875	44,875	44,875	44,875	44,875
		基本給	21,607	21,607	21,607	21,607	21,607	21,607
退職給付費		3,674	3,674	3,674	3,674	3,674	3,674	
その他		19,594	19,594	19,594	19,594	19,594	19,594	
(2) 経費		187,229	185,061	183,050	181,078	179,142	177,239	
動力費		11,852	11,852	11,852	11,852	11,852	11,852	
修繕費		9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	
材料費		18,507	18,507	18,507	18,507	18,507	18,507	
その他		147,435	145,267	143,256	141,284	139,348	137,445	
(3) 減価償却費		70,173	67,459	60,330	57,075	56,406	57,644	
2. 営業外費用		13,525	13,728	13,894	12,081	12,301	12,485	
(1) 支払利息		1,930	1,819	1,706	1,593	1,479	1,369	
(2) その他		11,595	11,909	12,188	10,488	10,822	11,116	
支出計 (D)	315,802	311,123	302,149	295,109	292,724	292,243		
経常損益 (C)-(D) (E)	52,923	52,462	54,548	54,351	53,541	51,443		
特別利益 (F)	11	11	11	11	11	11		
特別損失 (G)	11	11	11	11	11	11		
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	52,923	52,462	54,548	54,351	53,541	51,443		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)								
流動資産 (J)	449,788	450,600	451,412	452,224	453,036	453,848		
うち未収金	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923		
流動負債 (K)	61,575	61,685	61,798	61,912	61,051	61,103		
うち建設改良費分	17,846	17,959	18,072	18,186	17,325	17,421		
うち一時借入金								
うち未払金	41,277	41,274	41,274	41,274	41,274	41,230		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)								
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	213,983	208,646	203,846	218,873	213,593	208,313		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)								
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)								

(単位:千円)

区 分		年 度		R7	R8	R9	R10
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)				
資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	30,387	40,395	40,404	40,412	20,421	40,430
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	30,387	40,395	40,404	40,412	20,421	40,430
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	30,387	40,395	40,404	40,412	20,421	40,430
	資本的 支出	1. 建設改良費	90,723	186,150	225,048	152,050	130,050
うち職員給与費			0	0	0	0	0
2. 企業債償還金		13,242	14,801	16,813	17,407	17,516	17,626
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0
5. その他		191	0	0	0	0	0
計 (D)	104,156	200,951	241,861	169,457	147,566	147,676	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		73,769	160,556	201,457	129,045	127,145	107,246
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	65,521	102,472	98,126	104,701	105,286	77,590
	2. 利益剰余金処分量	0	41,166	82,877	10,526	10,041	17,838
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	8,248	16,918	20,454	13,818	11,818	11,818
計 (F)	73,769	160,556	201,457	129,045	127,145	107,246	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		429,117	414,316	397,503	380,096	362,580	344,954

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		R7	R8	R9	R10
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)				
収益的収支分		100,097	165,164	208,076	143,696	135,246	122,680
	うち基準内繰入金	18,628	18,620	18,612	18,603	18,595	18,586
	うち基準外繰入金	81,469	146,544	189,464	125,093	116,651	104,094
資本的収支分		30,387	40,395	40,404	40,412	20,421	40,430
	うち基準内繰入金	387	395	404	412	421	430
	うち基準外繰入金	30,000	40,000	40,000	40,000	20,000	40,000
合 計		130,484	205,559	248,480	184,108	155,667	163,110

(単位:千円)

区 分		年 度					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	40,439	40,448	40,458	40,467	40,477	40,000
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	40,439	40,448	40,458	40,467	40,477	40,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	40,439	40,448	40,458	40,467	40,477	40,000
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	130,050	130,050	130,050	130,050	130,050
うち職員給与費		0	0	0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		17,736	17,847	17,960	18,073	18,187	17,326
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0
計 (D)	147,786	147,897	148,010	148,123	148,237	147,376	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	107,347	107,449	107,552	107,656	107,760	107,376	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	43,455	43,984	41,998	42,299	43,213	44,971
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	52,074	51,647	53,736	53,539	52,729	50,587
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	11,818	11,818	11,818	11,818	11,818	11,818
	計 (F)	107,347	107,449	107,552	107,656	107,760	107,376
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)	327,218	309,371	291,411	273,338	255,151	237,825	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分		126,693	130,133	133,188	114,480	118,148	121,369
	うち基準内繰入金	18,577	18,567	18,558	18,548	18,538	18,531
	うち基準外繰入金	108,116	111,566	114,630	95,932	99,610	102,838
資本的収支分		40,439	40,448	40,458	40,467	40,477	40,000
	うち基準内繰入金	439	448	458	467	477	0
	うち基準外繰入金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
合 計		167,132	170,581	173,646	154,947	158,625	161,369